# 仙台市個別避難計画取扱要綱

（令和 8 年 3 月 30 日危機管理局長決裁）

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の 14 第 1 項に定める個別避難計画（以下「計画」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条　この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（対象者）

第 3 条　この要綱において、計画の作成対象者は、市長が作成した仙台市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に掲載された避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）のうち、計画（様式第 1 号）の作成について本人の同意を得た者とする。

（計画の目的）

第 4 条　市長は、要支援者一人ひとりが、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、要支援者の状況に応じた避難行動及び必要な支援の内容を整理した計画を作成するものとする。

（計画の作成）

第 5 条　計画は、仙台市地域防災計画の定めるところにより、要支援者ごとに次に掲げる事項を記載し、作成するものとする。

(1)　氏名及び振り仮名
(2)　生年月日
(3)　性別
(4)　住所又は居所
(5)　連絡先
(6)　要支援者の状態
(7)　避難時の配慮に関する情報
(8)　避難支援者の情報
(9)　自宅周辺の災害リスクに関する情報
(10)　避難先及び避難経路の情報
(11)　その他必要な事項

2　作成にあたっては、事前に要支援者に対して計画作成の趣旨及び内容を説明しなければならない。
3　計画は、要支援者の意向が反映されたものでなければならない。

（計画の作成支援）
第6条　市長は、要支援者が自ら計画を作成することが難しい場合には、要支援者の意向を確認し、計画の作成支援を行うものとする。

（作成支援の協力依頼）
第7条　市長は、前条の規定による計画の作成支援にあたり、必要があると認めるときは、要支援者が利用している次のいずれかに該当する事業者に、作成支援に関する協力を依頼することができる。
（1）介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
（3）その他、適切に計画の作成支援を行うことができると市長が認める者

（計画の管理及び副本の交付）
第8条　市長は、作成した計画の正本を適切に管理するものとする。
2　市長は、要支援者、避難支援者及び当該計画について作成支援を行った事業者に対し、計画の副本を交付するものとする。この場合において、市長は、当該事業者を通じて、要支援者及び避難支援者に計画の副本を交付することができる。

（計画情報の外部提供に関する同意確認）
第9条　市長は、作成した計画の情報（以下「計画情報」という。）を避難支援等関係者へ提供するにあたり、あらかじめ要支援者及び当該計画に記載された避難支援者の双方の同意を確認するものとする。
2　市長は、前項の同意確認について、第6条の規定により計画の作成支援の協力を依頼した事業者に行わせることができる。

（計画情報の外部提供）
第10条　市長は、要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう、仙台市地域防災計画の定めるところにより、災害の発生に備え、平時から避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、計画情報を提供することができる。

2　前項の規定による計画情報の提供は、第9条第1項の規定により同意がある場合に限り行うものとする。

3　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、計画情報を提供することができる。

（計画の更新）

第11条　市長は、要支援者の心身の状況その他計画の内容に影響を及ぼす事情の変化に対応するため、計画の内容の確認に努め、必要に応じて計画を更新できるものとする。

2　　前項の規定により計画の更新が行われた場合において、第8条第2項の規定により副本を交付された者及び第10条第1項の規定により計画情報の提供を受けた者は、当該者が保有する更新前の計画の副本又は計画情報を、適切に廃棄するものとする。

（計画の廃止）

第12条　市長は、計画を作成済みの要支援者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その計画を廃止するものとする。

（1）名簿から抹消された場合

（2）要支援者本人から廃止の申し出があった場合

（3）その他市長が廃止することが適当と認める場合

2　前項の規定により計画を廃止した場合において、第8条第2項の規定により副本を交付された者及び第10条第1項の規定により計画情報の提供を受けた者は、当該者が保有する廃止した計画の副本又は計画情報を、適切に廃棄するものとする。

（遵守事項）

第13条　第8条第2項の規定により計画の副本を交付された者及び第10条第1項の規定により計画情報の提供を受けた者は、計画の副本及び計画情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。その役割を終えた後も同様とする。

（1）計画の副本及び計画情報に係る要支援者及び避難支援者に関して知り得た秘密を漏らさないこと。

（2）計画の副本及び計画情報の流出、紛失その他事故が生じないよう、適切に管理すること。

（3）避難支援等の実施以外の目的で計画の副本及び計画情報を使用しないこと。

（4）避難支援等の実施に必要な場合に計画の副本及び計画情報を共有するときは、必要最小限の範囲で共有すること。

2　前項各号の規定に違反した場合には、速やかに市長へ報告しなければならない。

3　市長は、計画の副本を交付された者及び計画情報の提供を受けた者に対し、その管理に関して報告を求め、又は管理の状況を検査することができる。

4　市長は、計画の副本を交付された者及び計画情報の提供を受けた者が計画の副本及び計画情報を適切に管理することができないと認めるときは、計画の副本及び計画情報の返還を求めることができる。

（個人情報の保護）

第 14 条　市長は、この要綱に定める事務の実施にあたり、個人情報の保護に最大限の配慮をするとともに、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定めによるものとする。

（補則）

第 15 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、危機管理局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

# 仙台市個別避難計画

作成日：令和　　年　　月　　日

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 本人の情報 | フリガナ | | | 生年月日 | 大 昭<br>平 令　　年　月　日(　歳) |
| | 氏名 | | | 性別 | |
| | 電話番号 | | | | |
| | 住所 | 仙台市　　区 | | | |
| | 同居家族 | □単身　□配偶者　□子　□父　□母　□祖父　□祖母　□孫<br>□きょうだい　□その他(　) | | | |
| | 支援が必要な理由 | 介護認定 | 要支援(　□1　□2　)　要介護(　□1　□2　□3　□4　□5　) | | |
| | | 障害の状況 | 身体（　□1級　□2級　□3級　□4級　□5級　□6級　） | | |
| | | | 療育（　□A　□B　） | | |
| | | | 精神（　□1級　□2級　□3級　） | | |
| | | その他 | □単身　□高齢者のみ　□その他(　) | | |
| | 配慮が必要なこと | □歩行が困難(　□歩行補助具(　)　□車いす　□その他(　)　)<br>□目が見えない(見えにくい)　□言葉や文字の理解が難しい<br>□耳が聞こえない(聞こえにくい)　□危険なことを判断できない | | | |
| | そのほかの配慮が必要なこと | | | | |
| | 医療的ケア | □人工呼吸器　□たん吸引　□経管栄養　□導尿　□ストマ　□酸素<br>□その他(　) | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 避難支援者 | ① | 氏名 | | 電話番号 | |
| | | 住所 | | 本人との関係 | |
| | | 実施可能な支援 | □災害情報を伝える　□声がけする　□一緒に避難先に行く<br>□その他(　) | | |
| | | 外部への情報提供 | 平時からの外部への情報提供に　□同意します　□同意しません | | |
| | ② | 氏名 | | 電話番号 | |
| | | 住所 | | 本人との関係 | |
| | | 実施可能な支援 | □災害情報を伝える　□声がけする　□一緒に避難先に行く<br>□その他(　) | | |
| | | 外部への情報提供 | 平時からの外部への情報提供に　□同意します　□同意しません | | |

| 自宅のハザード情報、避難先 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| □洪水浸水想定区域<br>□土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)・土砂災害警戒区域(イエローゾーン) | | | | | | | |
| 候補① | | 距離 | | 手段 | | 移動時間 | |
| 候補② | | 距離 | | 手段 | | 移動時間 | |

| 避難経路、持ち出し品、その他 |
|---|
| |

| 平時からの外部への情報提供 |
|---|
| **個別避難計画を避難支援等関係者(町内会や民生委員など)に平時より提供することで、災害時に避難支援等を受けられる可能性が高まります。**<br>**ただし、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提となるため、災害時の避難支援等が必ず受けられることを保障するものではありません。**<br>**また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。**<br><br>上記内容を理解し、個別避難計画の提供に　□同意します　□同意しません<br><br>確認日　令和　　年　　月　　日<br><br>本人氏名　　代筆者(続柄) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 作成支援者 | 氏名(続柄) | | 連絡先 | |
| | 団体・事業所 | | 連絡先 | |